

市町村の支援（平成31年度）

	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	お問合せ
青森市・蓬田村・平内町・今別町・外ヶ浜町	農業移住・新規就農サポート事業（東青地域連携）	青森県東青地域（青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）への農業移住希望者、新規就農者	新規就農に関する相談対応のほか、栽培指導員による現地での技術指導、栽培計画などの農業経営に関するアドバイスを実施。	あおもり就農サポートセンター 017-752-6445 https://www.jaaomori.or.jp/farmer.html
青森市	新規就農者定着化支援事業	【対象者】 ・市内に住所を有するもの ・経営開始後3年度以内の認定新規就農者 【条件】 受給終了後2年間、営農継続すること	青年等就農計画の達成に必要な取組に要する経費の一部を助成 ○交付額：補助率3/10（上限150,000円）	青森市農業政策課 0172-62-1156
	青森市農業振興センター研修制度	原則青森市内在住の65歳未満の者 ※農業次世代人材投資事業（準備型）の研修機関に認定されています。	新規就農者、農業基礎修得を目指す者に対して、センター施設での作物の講習及び実技研修 ○研修期間：4月～8月 週2回（野菜10名・花き5名まで） ○経費：7,000円（教材・資材費）	青森市農業振興センター 017-754-3596
	青森市農業振興センター土壌分析・診断事業	新規就農者が耕作している農地 耕作放棄地を再生した農地	土壌分析・診断を就農後3年間又は、耕作放棄地を再生してから3年間、3か所分に限り無料で実施	
平内町	平内町担い手農家経営改善支援事業	【対象者】 ・認定農業者及び認定新規就農者 【条件】 ・農業経営改善計画及び青年等就農計画において、現在の水稻経営面積が9ha以上、又は今後9ha以上作付けを計画している者	農作業の効率化と労働力の軽減を図るため、高能率農業用機械等の導入に対する助成 補助率：事業費の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）又は50万円のいずれか低い額	平内町農政課 017-755-2117
黒石市	黒石市青年農業経営塾	農業青年（市内に耕作地を有し、原則として就農時の年齢が50歳未満の者）	若手農業者の課題解消を図るため、農業経営の講座や総合相談会、現地視察などを実施して就農後をサポートする。	黒石市農林課 0172-52-2111
平川市	新規就農者施設等整備事業	【対象者】 ・認定新規就農者で、市内に住所を有し、原則として就農時の年齢が45歳未満の者 【条件】 ・世帯に市税等の滞納がないこと ・青年等就農計画の認定を受けた日から2年以内であること ・農業経営を3年以上継続して行う者	支援対象者が当該年度の経営体育成支援事業で導入した機械・施設の事業費（税抜）の1/5を交付する（上限2,000千円）	平川市農林課 0172-44-1111
	新規就農支援事業（農地賃借料）	【対象者】 ・認定新規就農者で、市内に住所を有し、原則として就農時の年齢が45歳未満の者 【条件】 ・世帯に市税等の滞納がないこと ・青年等就農計画の認定を受けた日から2年以内であること ・農業経営を3年以上継続して行う者 ・農地の貸借契約期間が5年以上のもの	①補助対象経費の実支出額の合計額（補助対象面積は1人当たり50a上限） ②当該契約により借用し、又は借用しようとする農地面積に、市が提供する貸借料平均額を乗じて得た額 ※①又は②の少ない金額を補助	

つがる市	つがる市新規就農者支援事業	<p>【対象者】 三親等以内に農地を所有し、又は借入れている親族がいない者で、次に掲げる者 ①つがる市に転入し、生活の拠点を移した者であって、農業以外の職業から新たに就農しようとするもの ②つがる市地域おこし協力隊であった者で、新たに就農しようとするもの</p> <p>【条件】 ①国が行う農業次世代人材投資事業（準備型）の要件に該当し、当該事業に係る資金の交付を受けている者 ②受入農業経営体で研修を受ける者 ③事業終了後、引き続き市内に住所を有し、1年以内に就農できる者 ④本市又は転入前の市町村に納入すべき市町村税その他の徴収金の滞納がない者 ⑤申請日において転入した日から1年を経過していない者。ただし、つがる市地域興し協力隊員であった者は除く ※条件は平成30年度現在のもの。平成31年度以降見直し予定あり。</p>	研修費及び居住費等について支援を行う。 ①就農準備支援金：10万円（1回限り） ②研修支援金：月額5万円（定額、上限24月） ③居住費支援金：家賃の1/2以内（ただし上限25千円、上限24月）	つがる市地域ブランド対策室 0173-23-6001
板柳町	住宅賃借料補助金	18才以上45才未満の認定新規就農者（親元就農者を除く）	認定新規就農者に対する最長2年分の家賃補助 ○交付額：家賃月額×1/2（最高月額2万円交付）	板柳町産業振興課 0172-73-2111
	研修資金補助金	18才以上45才未満の認定新規就農者 【条件】 青年等就農計画の農業経営開始日から起算して2年以内の期間にあること	認定新規就農者が農業経営に必要な技術と経営手法を習得するための各種研修に要する経費に対して助成 ○交付額：対象経費の2/3（上限13万3千円）	
	農地賃借料補助金	以下の要件を全て満たすこと (1)板柳町に住所を有する認定新規就農者 (2)町内の農地で農業経営を3年以上継続して行う者	青年等就農計画の認定の有効期間のうち、連続した3年分の農地賃借料の補助 ○交付額：次の各号のいずれか少ない額に1/2を乗じて得た額とし、上限10万円 (1)補助対象経費の実支出額の合計 (2)借用する農地面積に、板柳町農地賃借料情報の平均額欄の価格を乗じた額	
五戸町	五戸町青年就農ステップアップ支援事業	<p>【対象者1】 ・農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付対象者で、交付期間が終了後1年以内に五戸町認定農業者となった者</p> <p>【対象者2】 ・農業次世代人材投資資金（経営開始型）の対象となっていない認定新規就農者で、かつ、認定期間満了後1年以内に五戸町認定農業者となる者</p> <p>【対象者3】 ・経営開始日時点で45歳未満、かつ、経営開始後8年以内の五戸町認定農業者</p> <p>【共通要件】 ・町内に住所を有すること ・世帯に町税等の滞納がないこと ・交付期間終了後、一定期間、営農を継続すること ・所得制限あり</p>	青年等就農者に対する営農費等の補助 【対象者1】 ○交付期間：交付期間終了後3年間 ○交付額：1年目60万円以内/年 2年目30万円以内/年 3年目18万円以内/年 （夫婦は1.5倍の額） 【対象者2、3】 ○交付期間：最長3年間 ○交付額：1年目60万円以内/年 2年目30万円以内/年 3年目18万円以内/年 （夫婦は1.5倍の額）	五戸町農林課 0178-62-7960

南部町	新規学卒就農者支援事業 (後継者対策)	南部町農家出身の新規学卒者 【条件】 町内に住居を有し、学校卒業後すぐ実家に就農したもので、交付期間(3年)終了後、3年以上町内で営農を継続することが見込まれること	新規就農者に対する営農費等の補助 ○交付額：1世帯月額3万円 ○交付期間：3年間	南部町農林課 0179-34-3371
	新規就農後継者支援事業 (後継者対策)	自ら農業で生計を維持することを目的に離職した者(15歳以上60歳未満)又は、非農家出身の新規参入者(15歳以上48歳未満) 【条件】 町内に住居を有し、交付期間(3年)終了後、3年以上町内で営農を継続することが見込まれること	新規就農者に対する営農費等の補助 ○交付額：1世帯月額3万円 ○交付期間：3年間	
	新規就農者定住支援事業 (定住促進対策)	新規参入者で農地を活用することを目的に町内にU・Iターン等をした者(48歳以上65歳未満) 【条件】 町内に住居を有し、交付期間(3年)終了後、3年以上町内で営農を継続することが見込まれること	新規就農者に対する営農費等の補助 ○交付額：1世帯月額2万円 ○交付期間：3年間	
十和田市	新規就農者農業用機械等導入支援事業	【対象者】 ・市内に住居を有する方 ・応募申請時に認定新規就農者であること ・事業実施年度の翌年度から3年以内に就農計画に即した農業所得目標を概ね達成できる方 ・平成31年度に市が実施する農業用機械等の購入を目的とした他の補助金の交付の申請をしていないこと ・市税等の滞納のない方	○支援対象 ・税抜き価格20万円以上200万円以下の農業用機械等 ※耐用年数2年以上のものに限る ○補助率 ・導入機械等の税抜き価格の4/10以内	十和田市農林部 農林畜産課 0176-51-6741
	空き家家賃支援補助事業	・市内に住居を有し、農業を営営する45歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方 ・市外に住居を有する45歳未満の方で、市内に1か月以上1年以内の期間継続して滞在し、就農体験を行う方	○交付決定した日又は入居した日のいずれか遅い日が属する月から平成31年3月31日までの空き家の家賃(管理費、共益費、駐車場使用料等を除く。)に2分の1を乗じて得た額または3万円のいずれか低い額以内	
	空き家等改修支援補助事業	市内に住居を有し、農業を営営する45歳未満の方で、市内に転入してから3年未満の方	○空き家等の改修に要した修繕費及び工事費(平成31年3月31日までに完了した場合に限る。)に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額以内	
七戸町	新規就農者定着化支援事業	・農業経営者となることについて強い意志を有していること。(年齢要件あり。) ・青年等就農計画の認定期間中の申請であること。 ・独立・自営就農者であること。 ・継承を受けた全部又は一部についての農業経営を開始し、その期間内に新規作物の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行うこと。	青年等の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業機械等購入・農業生産施設等新設・農業生産資材等購入に対する助成。 助成率50%以内 (上限1世帯当たり50万円以内)	七戸町農林課 0176-68-2116
	新規親元就農者支援事業	・新たに親元で農業経営を引き継いだもの。 ・事業完了時において、七戸町に住居を有するもの。 ・青年就農給付金事業に該当しないもの	農業経営の若返りを図るとともに、人口流出の歯止め、町外からの転入を促すことを目的に、農業経営継承に係る費用、農業研修に係る費用等を助成。助成率30%以内(上限30万円以内)	

	野菜生産力向上対策事業	<ul style="list-style-type: none"> 七戸町に住所を有するもの又は有するもので組織する団体であること。 町税等の滞納がないこと。 	<p>町の野菜産地としての持続性を確保し、複合経営を促進させ農家の所得向上を導くことを目的に、七戸町野菜生産力向上5か年計画に基づき、客土工事、野菜ハウス新設、機械購入に係る費用等を助成。</p> <p>①新規圃場整備事業 【客土工事等への助成】 助成率2/3以内。(上限30万円以内/10a)</p> <p>②施設園芸促進事業 【野菜ハウスへの助成】 助成率2/5以内。(上限50万円/1棟)</p> <p>③作付拡大に伴う生産効率化事業 【機械助成】 助成率2/5以内。(上限100万円)</p>	
六戸町	にんにくウイルスフリー種子購入助成事業	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> にんにくのウイルスフリー種子の購入者 	<p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> 税抜き価格の1/4で上限5万円 	六戸町産業課 0176-55-4495
東北町	東北町農業経営体質強化対策機械等導入支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者及び認定新規就農者 東北町人・農地プランの中心的経営体に位置付けられている者 集落営農組織 	<p>○支援対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 税抜き価格50万円以上の農業用機械 農業用生産資材 <p>○補助率 税抜き価格の30%以内</p> <p>○上限 農業用機械150万円 農業用生産資材50万円</p>	東北町農林水産課 0176-56-3111
六ヶ所村	六ヶ所村青年就農助成金	村内の新規就農者のうち、農業次世代人材投資資金(経営開始型)を交付されている者	月額45,000円を支給する(配偶者がいる場合は22,500円、中学校修了前の児童がいる場合は10,000円を追加)。期間、支給時期は農業次世代人材投資資金に準ずる。	六ヶ所村農林水産課 0175-72-2111
	六ヶ所村新規就農者支援事業助成金	<p>20歳以上60歳未満で、年間150日以上農業に従事すること、かつ、耕作面積が5,000㎡以上で次のいずれかに該当する者</p> <p>①新規就農者：非農家出身で、他産業から農地の取得等により新たに農業経営を開始した者、又は、農家出身で他産業に従事した後自ら農地等の取得を行い、新たに農業経営を開始しようとする者。</p> <p>②Uターン者：農家出身で、村外に居住し他産業に従事していた者で、本村に帰郷の上、就農しようとする者</p>	<p>営農費用助成</p> <p>①新規就農者 月額10万円 ②Uターン者 月額5万円 ※最大2年間</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の改修費 事業費の1/2を助成する(上限100万円) 農機具の購入費 事業費の1/2を助成する(上限100万円) 	